

千葉県下水道協会

排水設備工事責任技術者 届出事項変更案内

排水設備工事責任技術者が届出している住所・氏名・勤務先の登録内容に変更があった場合は、下記の書類を事務局へご提出下さい。

令和7年12月1日をもって「健康保険被保険者証」が使用できなくなったことに伴い、勤務先の確認書類が変更となりました。

1 提出書類

(1) 「排水設備工事責任技術者届出事項変更届」(様式第8号)

住所・氏名・勤務先は変更した項目のみ新旧お書き下さい。

退職され、その後勤務していない場合は、前勤務先を記入し、欄外に「退職」とお書き下さい。

(2) 排水設備工事責任技術者証の写し

排水設備工事責任技術者証の裏面の「異動事項記載欄」に、変更後の新しい住所・氏名・勤務先を記入してから両面をコピーして下さい。

*技術者証は有効期限までご使用いただけます。

(3) 下記①②③のうち該当する書類

①住所変更の場合 住民票(原本)

*地番変更等により市町村から「住所変更証明書」が交付されている場合は、住民票の代わりに証明書を提出することができます。

②氏名変更の場合 下記のa.~c.いずれかひとつ(原本)

a. 戸籍抄本 b. 戸籍個人事項証明書 c. 旧氏名併記の住民票

③勤務先変更の場合 下記a.~f.のいずれかひとつ

a. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

(*勤務先名称の記載が必要です。記載のない場合はb~eのいずれかを添付)

b. 雇用保険被保険者証又は雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写し

c. (役員の場合)登記事項証明書の役員名簿の写し

d. (従業員の場合)勤務先が発行した就労証明書・雇用証明書(原本)

〈記載内容〉申請者 住所、氏名、生年月日、責任技術者登録番号、雇用期間
証明者 事業所所在地、事業所名、代表者の職・氏名・就任期間

e. (代表者本人の場合)宣誓書(原本)

〈記載内容〉宣誓内容 事業所所在地、事業所名、代表者の職・氏名・就任期間
宣誓者 住所、氏名、生年月日、責任技術者登録番号

f. (個人事業主の場合)宣誓書(原本)

〈記載内容〉宣誓内容 所在地、名称、氏名、開業期間

宣誓者 住所、氏名、生年月日、責任技術者登録番号

(4) 現在の勤務先で勤務地(本店・支店・営業所等)または社名のみ変更になった場合

「排水設備工事責任技術者届出事項変更届」(様式第8号)に下記①②を記入し、提出して下さい。上記a~fの提出は不要です。

① 新勤務先(変更後)・前勤務先(変更前)を記入して下さい。

② 余白に「勤務地・名称変更」「勤務地のみ変更」「名称のみ変更」と記入して下さい。

2 新住所欄の記入について

(1) 新住所はAとB両方記入して下さい。

・A: 住民票登録している住所(マンション・アパート等の名称を含む。)

都道府県名から記入し、番地、部屋番号等はハイフンでつなぎ、マンション名、アパート名等の建物名称は、最後に記入して下さい。

但し、建物の所在地が漢数字や英数等で表記されてなく建物名称が番地の一部となっている場合を除きます。(例: イーストパレス、ウエストパレス、西棟、東棟など)

(R0804)

・ B：責任技術者証に記載する住所（建物名称を除いた住所を記入）

建物名称を除いた場合でも郵便物が届くようにハイフンで連結して下さい。

但し、建物の所在地が漢数字や英数等で表記されてなく建物名称が番地の一部となっている場合を除きます。（例：イーストパレス、ウエストパレス、西棟、東棟など）

* Aと同じ場合は**同上**と記入して下さい。

新住所の記入例

「〇〇1街区、〇〇式番館、〇〇Ⅲ、〇〇21、〇〇G、第2〇〇、〇〇ビル2階」等（〇〇は建物名称）の場合は、番地を含めなければならない部分と方書き（建物名称）部分とに注意して御記入下さい。

例1) 住民票の記載 千葉県千葉市中央区△△1丁目2番地の5 〇〇パレスⅢ606号

①千葉県千葉市中央区△△1-2-5-Ⅲ-606 〇〇パレス

②千葉県千葉市中央区△△1-2-5-3-606 〇〇パレス

③千葉県千葉市中央区△△1-2-5-606 〇〇パレスⅢ

例2) 住民票の記載 千葉県千葉市美浜区△△1丁目10番地の3 〇〇〇式番館707号

①千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-式番館-707 〇〇〇

②千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-2-707 〇〇〇

③千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-707 〇〇〇式番館

(2) 電話番号の記入について

日中連絡のとれる携帯電話番号等を記入して下さい。

3 書類提出先

○郵便料金

定形 50g以内 110円

定形外 50g以内 140円

定形外 100g以内 180円

切り取って宛名ラベルとしてご使用ください→

260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 下水道経営課内

**千葉県下水道協会事務局 行
(責任技術者届出事項変更届 件在中)**

電話番号 043(245)6112

4 問い合わせ先

千葉県下水道協会事務局

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市建設局下水道企画部下水道経営課内 TEL. 043-245-6112

ホームページは「千葉市建設局下水道企画部下水道経営課」→

「千葉県下水道協会事務局からのお知らせ」のサイトに有ります。

<http://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/keiei/chibagesuikyo.html>

〈利用目的〉

本協会が取得した排水設備工事責任技術者の個人情報、以下の目的にのみ使用します。

○排水設備工事責任技術者の登録管理及び合格証・責任技術者証の交付に関すること

○排水設備工事責任技術者の資格の更新に関すること

○市町村等における排水設備工事業務に関わること